

事 務 所 便 り NO 9 5 号

「飲みニケーションは必要」は古い考え!?

◆約6割が「職場の飲み会は必要」

「飲みニケーションは必要だ!」という考えも今や昔の話とも思われがちですが、まだまだ健在のようです。株式会社インテージが今年8月に実施した「仕事帰りの外飲み事情 2012」(ビジネスパーソン意識調査)の結果が発表されましたが、この調査によれば、約6割の人が「職場の飲み会は必要」と思っていることが明らかになりました。

◆仕事帰りの飲みの相手は誰?

最近3カ月の仕事帰りの外飲み(職場以外の人との飲みも含む)の状況ですが、67.1%の人が飲みに行っており、男性20代で81.0%、女性20代で75.0%でした。32.9%の人が飲みに行っていないと回答しましたが、特に女性30~50代の割合が高いようです。

仕事帰りに飲む相手の上位は、「職場の同僚(同性、異性問わず)」が最多(56.1%)であり、「職場の同僚(同性のみ)」(33.3%)、「職場の上司」(32.6%)が続いています。

やはり、仕事の延長で職場の人と飲みに行く人が多いようです。

◆職場の飲み会は必要 or 不要?

職場の飲み会については、約6割(58.9%)の人が「必要だと思う」と回答し、男性のすべての年代と女性の20代では6割以上が「必要」と回答しているのに対し、女性の30~50代では5割以上の人が「必要だと思わない」と回答しています。

職場のコミュニケーションを図る1つの方法として

「職場の飲み会」は有効なようですが、20代男女の3割以上は「上司からの誘いを断ることができない」と思っている状況もまた、あるようです。

メンタルヘルスに関する取組みの実態

◆上場企業を対象に実施した調査の結果

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」は、全国の上場企業(2,140社)を対象に実施した「メンタルヘルスの取組み」に関するアンケートの調査結果を発表しました。

この調査で、最近3年間における心の病が「増加傾向」と回答した企業は37.6%で、前回調査(2010年)の44.6%から減少し、「横ばい」と回答した企業は51.4%で、前回調査の45.4%から増加したことがわかりました。

◆30~40代の「心の病」の割合

メンタルヘルスへの企業の取組みが成果をあげている一方で、依然として企業は「心の病」を有する従業員を数多く抱えています。

今回の調査では、これまで最も「心の病」が多い年齢層であった「30代」の割合が58.2%から34.9%に減少する一方、40代の割合が22.3%から36.2%に増加しています。

◆「早期発見・早期対応」の効果は?

不調者の「早期発見・早期対応」(二次予防)は企業が最も力を入れ、期待もしている取組みであり、管理職のメンタルヘルス対応としても最も期待が高いものです。

これらの効果が出ている(「十分効果が出ている」と「まずまず効果が出ている」の合計)企業は51.4%でした。

の企業では十分な効果を感じていないようです。

◆職場における変化は？

また、最近の「職場や働き方の変化」に関する質問では、次の3つが上位を占めました。

(1) 職場に人を育てる余裕がなくなっている (76.1%)

(2) 管理職の目が一人一人に届きにくくなってきている (69.7%)

(3) 仕事の全体像や意味を考える余裕が職場になくなってきている (68.3%)

組織のタテ・ヨコの結束性や、組織の継続性に大きな影響を与えうる変化が多く企業の多くで起きているようです。

健康でイキイキした職場づくりのため、メンタルヘルスに関する企業努力を継続していくことが非常に重要だと言えそうです。

重視される安全衛生分野における取組み

◆「第12次労働災害防止計画」の策定に向け審議中

「第12次労働災害防止計画」とは、労働安全衛生に関して、平成25年から平成29年度までの5年の間に、国（厚生労働省）が計画的・重点的に対策を行う内容を定めるものです。現在厚生労働省労働政策審議会安全衛生部会に骨子案が示され、審議中ですが、この内容から、今後の安全衛生分野の国の方針がわかります。

◆高齢労働者増加への対応

まず特徴的なのは、高齢化や改正高年齢者雇用安定法の施行により、今後も増えるとされる高年齢労働者に対する取組みです。

骨子案では、次の事項が指摘され、対策を強化する必要があります。

(1) 60歳以上の高年齢労働者数

平成14年（約400万人）→平成19年（約550万人）に増加

(2) 労働災害に占める60歳以上の割合

平成19年（16.3%）→平成23年（20.5%）に増加

(3) 平成22年の労働災害発生率

[死傷災害]

全年齢平均（2.14/千人あたり）

60歳以上（3.08/千人あたり）

[死亡災害]

全年齢平均（0.22/1万人あたり）

60歳以上（0.47/1万人あたり）…非常に高い数値

◆改正労働安全衛生法とメンタルヘルス対策

新たに労働安全衛生法（改正法案は現在、国会で審議中）に取り入れられる予定のストレスチェック制度や受動喫煙対策の推進も明記されています。

労働者数50人以上の会社について重点的に対策がとられるようです。

◆対策が強化される業種は？

労働災害防止対策を重点的に進める業種として、「建設業」「貨物運送業」「第3次産業（小売業）」「介護事業（社会福祉施設）」等が挙げられています。これらの業種では、業務に伴う発生率の高い災害を防止するとしています。

なお、恒常的な長時間労働などは、行政による是正指導・是正勧告、そして様々な労使トラブル（合同労組・ユニオン等からの団交要求、多額の損害賠償請求、無用な裁判費用、新たな労災・メンタル不全の発生…etc）の元凶となりますので、早めの取組みが大切です。

12月の税務と労働の手続き続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

31日

- 健保・厚年保険料の納付
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出